

建設局公募型プロポーザル方式受託者選定における
特記仕様書

〔此花大橋歩道部拡幅及び長寿命化に関する調査検討業務委託〕

〔此花大橋歩道部拡幅及び長寿命化に関する調査検討業務委託〕

特記仕様書

1. 業務の目的

此花大橋は、大阪市此花区舞洲と同区市街地内陸部 を結ぶ、三径間連続自碇式吊橋及び四径間連続鋼床版箱桁橋で構成された、長大橋である。

本橋は、自碇式吊橋であることに加え、主ケーブルが1本（モノケーブル）、かつ斜めハンガーケーブルである、全国にも事例がない構造を有し、平成2年の供用開始より、今日にいたるまで多くの方に利用されてきた。

現在、一般の交通及び物流の発生に加え、大阪・関西万博会場の整備並びに周辺の整備による工事車両の増加、更に万博開催による発生集中交通量の増加を見据え、渋滞対策として歩道部を車道に暫定整備し、歩行者や自転車通行利用者は、大阪シティバス若しくは迂回により通行を確保している。

今回、万博終了後において、舗道部の復旧を行うにあたり、万博会場跡地や物流拠点の活性化を踏まえ、暫定整備した車道部は存置し、歩道部を更に拡幅整備する方針である。

これにより、本業務は、主ケーブル、ハンガーケーブルの張力及び、鋼床版等本橋の構造について、維持管理に必要な調査、計測を行い評価し、また風速や強風時の桁の挙動等を計測、振動特性を把握するとともに、耐風設計の検討を行うものである。

これらの検討をもとに、歩道部の拡幅、また、歩道拡幅後の長寿命化を見据えた維持管理等の計画を策定する。

2. 委託期間

委託期間は、契約日より、令和8年3月31日までとする。

3. 履行場所

大阪市此花区北港2丁目～北港白津1丁目

4. 仕様書について

本業務は、各特記仕様書及び大阪市建設局作成による、業務委託共通仕様書（平成28年9月）＜令和5年9月1日以降発注分より適用＞に基づき、実施しなければならない。業務委託遂行にあたって仕様書に定めなき事項もしくは疑義が生じた場合には、ただちに監督職員と協議すること。

【業務委託共通仕様書のダウンロードについて】

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000513447.html>

5. 単価及び歩掛の適用年月について

本業務の積算に用いる単価は及び歩掛は、設計業務等標準積算基準書・同参考資料【国土交通省】（令和6年度版）を適用している。

【積算基準関係図書】

設計業務等標準積算基準書・同参考資料【国土交通省】（令和6年度版）

【積算基準関係図書のダウンロードについて】

6.業務の内容

(1) 維持管理における調査、計測

①鋼床版等

- ・交通荷重作用時のデッキプレートの応力振幅を計測する。
- ・現況における振動数特性、減衰特性を把握する。
- ・現地調査により、各調査箇所数に変更が生じる場合は、監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。

②ケーブル

- ・ハンガーケーブルについて、応力振幅を測定する。
- ・現況における振動数特性、減衰特性を把握する。
- ・現橋における腐食状態、張力の評価を行う。

③風速調査、強風時の桁の挙動測定

- ・超音波風速計を使用して、風速、各方向を計測する。
- ・計測期間は、約8か月程度とする。
- ・桁の振動（鉛直、ねじれ）の発生状況を把握する。

(2) 調査、計測結果に基づく検討

①共通

- ・調査結果を反映させ、今後の維持管理計画を策定するための基礎資料を作成する。

② 維持管理

- ・各部の応力振幅を整理し、疲労に対する評価を取りまとめる。

③耐風検討

- ・風速測定結果による自然風の特性や、本橋の固有振動数及び減衰特性より、評価、考察を行う。

④学識経験者への意見聴取

- ・本業務は、長寿命化のための維持管理計画や歩道部の拡幅計画をとりまとめるにあたり、以下の項目について、本市が指定する学識経験者への意見聴取をおこない、方針決定を行うこととする。

(ア) 計測計画の確認、調査結果の評価、疲労に対する安全性確認及び維持管理に対する検討

(イ) その他調査等の必要性

- ・業務内容の実施にあたっては、学識経験者等への意見聴取に必要な資料を作成するものとし、意見聴取結果を業務の内容に反映させるものとする。また、聴取した意見は毎回とりまとめをおこない、その都度速やかに監督職員に提出すること。
- ・なお、意見聴取の回数は15回を想定しているが、回数に変更が生じた場合は、設計変更協議の対象とする。

⑤関係機関協議資料作成

- ・業務実施にあたり、各関係機関との協議を想定しているため、協議に必要な資料を監督職員と調整の上、作成すること。

- ・また、関係機関との協議時には同席することを基本とし、協議内容については毎回議事録を作成してその都度提出すること。
- ・協議は、橋梁添架者（交通管理者、高速道路管理者、海上管理者、道路管理者）等5機関程度を想定しているが、協議数に変更が必要な場合は、監督職員に報告の上、設計変更協議の対象とする。
- ・ただし、同じ協議資料である場合は、それに含まない。

(3) とりまとめ

- ・長寿命化のための維持管理計画案をまとめること。
- ・歩道部拡幅については既存資料をもとに計画をとりまとめること。

7.打合せ

- ・打合せは業務着手時及び成果品納入時、中間打合せ10回を行う。
- ・なお、協議内容については毎回議事録を作成し、その都度提出する。
- ・また、打合せ回数に変更が必要な場合は、監督職員に報告の上、設計変更協議の対象とする。

8.報告書作成

- ・本市建設局業務委託共通仕様書（平成28年9月）に基づき、必要な事項を整理したうえで、目次、インデックス等を使用するなど、判別が容易となるよう取りまとめるものとする。
- ・長寿命化のための維持管理計画、歩道部拡幅計画について、それぞれ報告書として1冊にまとめるものとする（Microsoft Word、A4版100ページ程度想定）。
- ・報告書の冒頭にダイジェスト版を添付することとし、作成にあたっては Microsoft Word又は Microsoft PowerPoint を基本とし、A4版10枚程度（概要版については、英語版も作成すること）とする。
- ・報告書は、特に考慮した事項やコントロールポイント、申し送り事項などについても記載すること。

9.成果品

- ・成果品の内容については、委託の業務について必要な事項を整理し、事前に監督職員の確認を得ること。
- ・成果品の納品は次を基本とし、提出前に監督職員の確認を得ること。電子データは、オリジナルデータ及びPDFデータを収めること。
 - ①電子データ 2部（CD-R または DVD-R）
 - ②紙ベース 1部（A4判パイプ式ファイル）
- ・受注者は、納品すべき成果品が完成した時点で、必ずウイルスチェックを実施し、コンピューターウイルスが存在していないことを確認しなければならない。なお、ウイルス対策ソフトは指定しないが、信頼性の高いものを利用すること。
- ・CD-R または DVD-R へのデータを保存する際のフォルダ名、ファイル名などは、別途、監督職員の指示に従うこととし、成果品の作成イメージは別紙-1を基本とする。

10.貸与資料

本業務を遂行するにあたり、貸与する資料は以下のとおりである。

- ・ 北港連絡橋(仮称)架設工事 完成図 (S62.12)
- ・ 此花大橋埋め立て側アプローチP1～P5 上部工設計算書
- ・ 北港連絡橋へのガス架管位置変更に伴う風洞実験 (その1)報告書
- ・ 北港連絡橋へのガス架管位置変更に伴う風洞実験 (その2)報告書
- ・ 此花大橋改良工事-2 設計算書
- ・ 此花大橋・北港連絡橋 図面集
- ・ 此花大橋 本橋部 メンテナンスマニュアル
- ・ 此花大橋 埋立部 メンテナンスマニュアル
- ・ 大阪北港連絡橋架設地域における強風特性に関する調査研究
- ・ 北港本町連絡橋架設工事に伴う調査委託(その2) 報告書(S56.3)
- ・ 北港本町連絡橋(仮称)架設工事に伴う調査委託(その3) 報告書(S57.3)
- ・ 北港本町連絡橋(仮称)架設工事に伴う調査委託(その3)
付属資料・制振対策試験写真集(S57.3)
- ・ 此花大橋耐震補強工事に伴う設計業務報告書(1/9) (H19.3)
- ・ 平成26年度 港湾の施設の維持管理計画策定に伴う橋梁点検調査業務委託
(ケーブル調査)
- ・ 北港本町連絡橋(仮称)架設工事に伴う設計業務委託(その6) (S57.3)
- ・ 北港連絡橋(仮称)架設工事 2次元全体模型実験(その20) 報告書 (S59.3)
- ・ 此花大橋歩道設置における予備設計業務 (R6.3)
- ・ 長大橋の点検マニュアル(案)更新検討業務委託 (R6.3)

11.管理技術者並びに照査技術者

管理技術者は、下記ア～エの資格のいずれか一つを有する者とする。また、照査技術者についても、下記ア～エの資格のいずれか一つを有する者とし、共通仕様書に基づき照査を実施すること。

- ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限り)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
- イ. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門(選択科目を「建設-鋼構造及びコンクリート」とするものに限り)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
- ウ. 上記ア・イと同等の能力と経験を有する者。(ただし、国土交通大臣(旧建設大臣)が同程度の知識及び技術を有する者と認定した者。
- エ. RCCM(鋼構造及びコンクリート)の資格を有し、登録を受けている者。

12.担当技術者

担当技術者は、下記ア～エの資格のいずれか一つを有する者とする。

- ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限り)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
- イ. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門(選択科目を「建設-鋼構造及びコンクリート」とするものに限り)とするものに合格し、同法による登録

を受けている者。

ウ. 上記ア・イと同等の能力と経験を有する者。（ただし、国土交通大臣（旧建設大臣）が同程度の知識及び技術を有する者と認定した者。

エ. RCCM（鋼構造及びコンクリート）の資格を有し、登録を受けている者。

13.その他

- ・ 成果品の提出については、監督職員と綿密に打合せや連絡調整を行うこと。
- ・ 本業務により得られた情報は他に漏洩しないこと。
- ・ 公的機関以外での立入がある場合は、事前に監督職員と綿密な打合せを行うこと。
- ・ 関係機関との協議に作成した資料については、関係先との協議結果により、修正等が生じたときは、監督職員の指示に従い、業務遂行に努めるものとする。
- ・ 本業務遂行にあたり、特記仕様書に定めなき事項や疑義が生じた場合には、その都度、監督職員と協議し、その内容を確認したうえで業務を遂行しなければならない。
- ・ その結果、業務内容に変更が必要となった場合は設計変更協議の対象とする。
- ・ コンプライアンス（公益通報）については、別紙-2のとおりとする。
- ・ 著作権に関する特約条項については、別紙-3のとおりとする。

成果品の製作イメージ

DVD-R



A 4 ファイル

	○	委託名称 : ○○○ 完成年月日 : ○○○
	○	
	○	
	○	
	○	
	○	
	○	
	○	
	○	
	○	
○	業務委託	
○	年	
○	月	

特記仕様書

（条例の遵守）【条例 5 条関係】

第 1 条 受注者及び受注者の役職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例第 16 号）（以下「条例」という。）第 5 条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）【条例 6 条 2 項・条例 12 条 2 項関係】

第 2 条 受注者は、当該業務について、条例第 2 条第 1 項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（建設局総務部総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第 1 項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（建設局総務部総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）【条例 7 条 2 項関係】

第 3 条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）【条例 17 条 4 項関係】

第 4 条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）【条例 21 条関係】

第 5 条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約（協定）を解除することができる。（指定管理者の指定を取り消すことができる。）

著作権に関する特約条項

(著作物の譲渡等)

- 第 1 条 受注者は、成果物（第40条第1項に規定する指定部分に係る成果物及び第40条第 2 項の規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下この条において同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。ただし、当該著作物のうち受注者が従前より保有するものの著作権は、受注者に留保されるものとし、受注者は発注者及びその指定する者の必要な範囲で発注者及びその指定する者に無償で使用することを許諾するものとする。
- 第 2 条 発注者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 第 3 条 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- 第 4 条 受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第15条第 1 項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
- 第 5 条 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第 1 項第 9 号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の 2 に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。